

議案第十九号

三朝町手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町手数料徴収条例（昭和四十二年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（手数料の額等）

第二条 手数料の種類及び額は、次のとおりとする。

- 一 公簿、図書の閲覧（閲覧は、一簿冊一回で一件とする。） 一件につき二百円
- 二 動産又は不動産に関する証明（土地にあつては三筆まで、家屋にあつては三棟までをもつて一件とし、一筆又は一棟を増すごとに二十円を加算する。） 一件につき二百円
- 三 諸税に関する証明 一枚につき二百円
- 四 印鑑に関する証明 一通につき二百円
- 五 身分に関する証明 一通につき二百円
- 六 住民票の写 一通につき二百円
- 七 世帯全員の住民票の写 一通につき二百円
- 八 住民票の記載事項に関する証明 一通につき二百円
- 九 戸籍の附票の写 一通につき二百円

十 戸籍の附票の記載事項に関する証明

一通につき二百円

十一 外国人登録済証明

一通につき二百円

十二 死亡診断書、死体検案書及び死産証書の写

一通につき二百円

十三 その他の証明等

一通につき二百円

2 前項の規定にかかわらず、別表第一に掲げる証明と同一の目的に使用するため、これに代えて行う住民票の記載事項に関する証明又は外国人登録済証明については、手数料を徴収しない。

(戸籍に関する無料証明)

第三条 別表第二に掲げる法律の規定に基づく戸籍に関する証明の手料は、無料とする。

第五条中「もの又は特に必要があると認めたる」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 その他町長が特に必要と認めたるもの

別表を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七条に規定する証明

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第八条に規定する証明

三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十一条に規定する証明

四 船員法(昭和二十二年法律第百号)第百十九条に規定する証明

- 五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第十三条に規定する証明
- 六 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第七条に規定する証明
- 七 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）第十五条に規定する証明
- 八 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第四十五条に規定する証明
- 九 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第三十二条に規定する証明
- 十 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第六条の二に規定する証明
- 十一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十五条及び第七十二条に規定する証明
- 十二 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第七十八条に規定する証明
- 十三 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百四十四条に規定する証明
- 十四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百二十二条に規定する証明
- 十五 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第一百四四条に規定する証明
- 十六 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第一百一条に規定する証明

十七 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十六条に規定する証明

十八 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）第二十七条に規定する証明

十九 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十五に規定する証明

二十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十四条に規定する証明

二十一 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二号）第二十七条に規定する証明

二十二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十六条に規定する証明

二十三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）第十四条に規定する証明

二十四 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第七十八条に規定する証明

二十五 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）第百四十三条に規定する証明

二十六 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七十五条に規定する証明

二十七 犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）第十九条に規定する証明

二十八 前各号の証明に類似するものと町長が特に認めた証明

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

- 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第四十五条に規定する証明
- 二 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第三十二条に規定する証明
- 三 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第六条の二に規定する証明
- 四 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十五条及び第七十二条に規定する証明
- 五 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第七十八条に規定する証明
- 六 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百四十四条に規定する証明
- 七 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十二条に規定する証明
- 八 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第一百四十四条に規定する証明
- 九 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第一百一条に規定する証明
- 十 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）第二十六条に規定する証明
- 十一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十七条に規定する証明
- 十二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第一百四十四条の二十五に規定す

る証明

十三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十四条に規定する証明

十四 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二十七条に規定する証明

十五 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十六条に規定する証明

十六 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）第十四条に規定する証明

十七 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第七十八条に規定する証明

十八 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百四十三条に規定する証明

十九 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七十五条に規定する証明

二十 犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）第十九条に規定する証明

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。